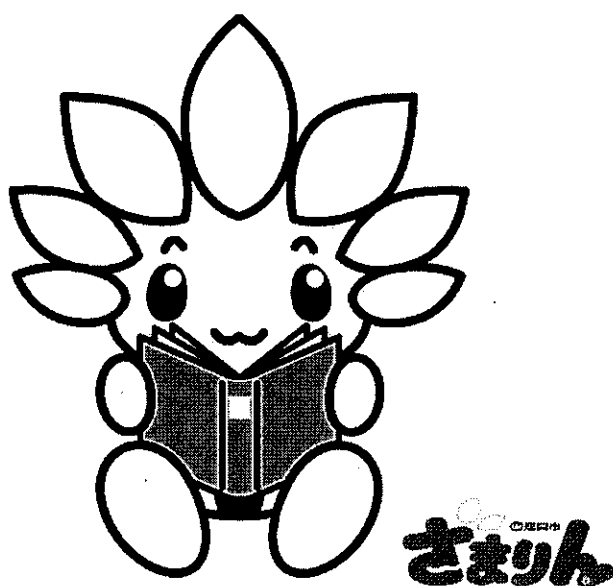


本と旅する、子どもの未来

—第三次座間市子ども読書活動推進計画—



令和3年3月

座間市

本と旅する、子どもの未来
—第三次座間市子ども読書活動推進計画—

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章 本と旅する、子どもの未来—策定の背景	
1.子ども読書活動推進計画の目的について・・・・・・・・	3
2.子ども読書活動推進計画における国と県の動向について・	3
3.子ども読書活動推進計画の位置づけについて・・・・・・・・	4
4.子ども読書活動推進計画の推進体制等について・・・・・・・・	5
第2章 読書に対する基本理念	
1.読書について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2.想像力を養うために・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3.一個人の人間形成について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3章 前計画の成果と、今後の課題及び取り組みの方針	
1.第一次及び第二次の成果・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2.今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3.今後の取り組みの方針・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第4章 具体的な取り組み	
1.図書館・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2.学校・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3.公民館・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4.児童館・青少年センター・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5.保育園・幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6.コミュニティセンター・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第5章 計画推進に向けて	
1.子ども読書の日取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	30
2.財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3.推進体制の確認・・・・・・・・・・・・・・・・	30
付 1 : 本と旅する、子どもの未来 施策一覧	
付 2 : 本と旅する、子どもの未来 策定経過及び関係者	
付 3 : 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	

はじめに

座間市立図書館では平成17年11月に「座間市子ども読書活動推進計画」を、平成23年8月には「第二次座間市子ども読書活動推進計画」を策定し、今回令和3年3月に、「本と旅する、子どもの未来―第三次座間市子ども読書活動推進計画―」を策定、発行いたしました。

これらの計画はおおむね5か年毎に計画されたものでありますが、当市では、国、および神奈川県の動向を見据えた上で、第三次の計画にとりかかったため、作成に若干の遅れが生じました。

しかしながら、その間、子どもたちへのサービスが滞っていたわけではなく、第一次、および第二次の推進計画の上に立って、児童へのサービスは着実に進められていったと確信しております。その成果については本計画においても、反省、検証されることになり、それを踏まえてまた更なる児童サービスの発展を目指していきたいと考えております。

最初の「座間市子ども読書活動推進計画」では、平成22年度に文部科学省から、「全国子ども読書活動推進優良図書館」のひとつとして表彰を受けることができ、平成30年の「図書館を使った調べる学習コンクール」では「優秀賞・図書館振興財団賞」を輩出するなど、実績も認められております。

令和2年、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの読書環境に大きな影響を及ぼしました。このような世の中の変化とともに、改善すべき点も数多くあることから、今後は子どもをとりまく環境の変化を把握した上で、次のステップへと着実に行動に移していくことが必要です。

第三次となる本計画では、メインタイトルを「本と旅する、子どもの未来」といたしました。子どもたちが将来にわたり読書とともに豊かな時間を過ごせるようにという想いを込めたもので、それが確かな形となって子どもたちに届くことを願って止みません。

第1章 本と旅する、子どもの未来―策定の背景

1. 子ども読書活動推進計画の目的について

第一次の読書計画においては、市内の各図書施設の整備を目指すとともに図書の実用性を図るなど、子どもが自主的に読書活動ができるような環境づくりを推進してきました。また第二次においては、引き続き読書の環境を整えることと、読書の経験をいかしてより良く生きていく力をつけることを目的としてきました。

「本と旅する、子どもの未来―第三次座間市子ども読書活動推進計画―」（以下、「本と旅する」と称する。）では、図書施設の整備はもとより、資料の充実と読書の楽しみを知ってもらう、そして、豊かな想像力を持ち自分で考える力をつけられるようにする、一個人としての自主性を引き出す、ということが主な目的です。

2. 子ども読書活動推進計画における国と県の動向について

「本と旅する」では、国の計画及び県の計画を吟味しながら座間市の実情にあった計画を整えました。

まずは、国と県の「子ども読書活動推進計画」の今までの過程を振り返っておくことが必要だと思われます。

平成13年12月12日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。これを受けて国では、平成14年に「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、続いて平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、平成30年に第四次基本計画が策定されました。

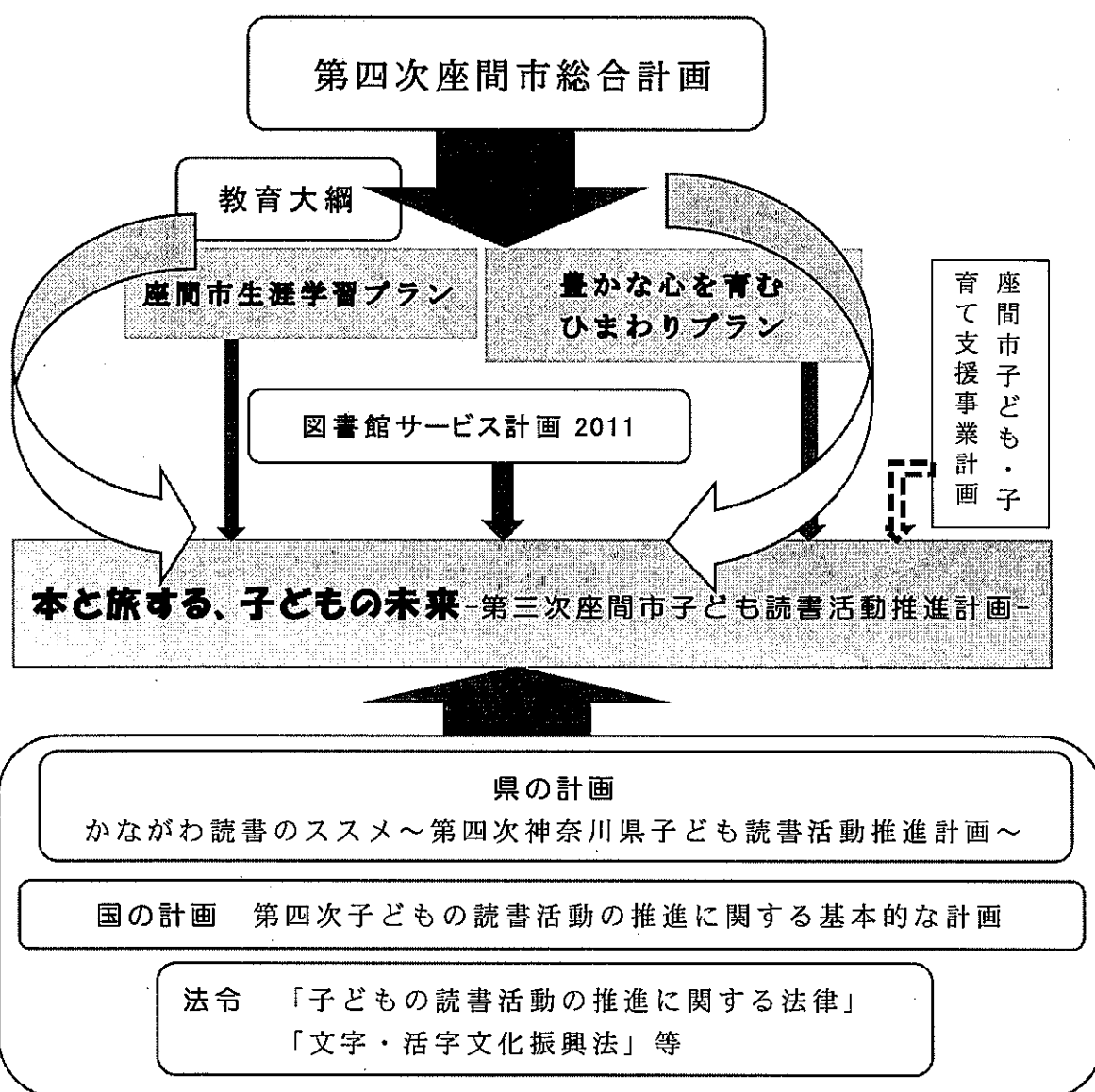
神奈川県においては、平成16年に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」が策定されました。続く平成21年に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」、平成26年に「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」、平成31年に「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」が策定されました。

市の「本と旅する」は、この国と県の計画内容を見極め、また「文字活字文化振興法」、改正「教育基本法」、改正「学校教育法」、「小学校学習指導要領」、「社会教育法」、「図書館法」、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を考慮の上、策定しました。

3. 子ども読書活動推進計画の位置づけについて

「本と旅する」は、市教育委員会及び図書館のみでなく、市全体の計画であるため、「第四次座間市総合計画」*に基づき策定します。また、「座間市生涯学習プラン」「豊かな心を育むひまわりプラン」の下位計画としての位置づけです。また「教育大綱」の主意を反映させるとともに、「座間市立図書館サービス計画2011」との整合も図っていきます。

これら総合計画等関連する計画は、計画期間終了間際のものもありますが、その趣旨、理想は新たな計画の中にも継承されるべきことと考え、「本と旅する」にも反映させていきます。



* 第四次座間市総合計画は令和2年度で終了。

4. 子ども読書活動推進計画の推進体制等について

(1) 計画の推進体制

「本と旅する」は、図書館主体で計画を進めていくこととしていますが、教育委員会各課はもちろんのこと、庁内関係部局にも意見を求め、推進体制を確立した上で策定しました。これは、市内の子どもに関わるすべての事業においても、なるべく読書を取り入れて、本を身近なものとして感じてもらいたいという考えからです。また、学校教育と社会教育にも意見を伺うことで、多角的な検討を行うことができました。

計画案の進捗状況を図書館協議会に報告し、評価及び意見を求め、策定を進めました。

最終的にはパブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を反映させました。



(2) 計画の目標

第四次座間市総合計画の政策である「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」を計画目標といたします。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度のおおむね5年間とします。

(4) 計画の対象

「子ども」と称される対象については様々な意見があり、その年齢は分かれるところではありますが「本と旅する」においては、0歳から18歳*までといたします。また、その保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

* 座間市立図書館では、13歳～18歳を対象として、ティーンズ・ブック（TB）コーナーを設けています。14p 参照のこと。

第2章 読書に対する基本理念

1. 読書について

本を読むという行為は、私達にどのような結果をもたらすのでしょうか。現代ではインターネットの普及が目覚ましく、大人も子どもも本を読む時間が相対的に減少している傾向があるようです。毎日の生活の中で、「読書」をしなくても支障はなく、生きていくことはできるような気がします。しかし、本当にそうでしょうか。

本を読むということ、すなわち読書の効用は、第一に想像力が養われることが挙げられます。特に、幼少期からの読書は大切です。子どもの頃の限らない夢や自由な発想を促すには、読書体験が大きな役割を果たします。

第二に、読書体験によって現在の自分がいる場所とは違った世界が体験できることも魅力です。つまり、もう一つ別の世界が本の中にはある、読書をすることによっていつでもその場所に行くことができる、という意識があるだけで、人生に深みが備わることになります。本の世界を楽しむ、感動を共有するということです。

第三に、言語力、読解力が身に付きます。本を読むことは言葉に触れることです。多くの言葉を吸収することによって、語彙が豊富になり、言葉にして表現する力が身につくのです。

第四に、知識欲の要求に応えられることも本のすばらしいところです。本は知識の宝庫、源流です。読むということだけではなく、探す、調べる、ということを中心に、自分の知らないことや未知なる世界に踏み込むこと、知識を得ることが可能なのです。

第五に、人間性の醸成にも役立ちます。読書は一人で行うだけのものではなく、幼児期においては親が幼児に対して絵本を読んであげることによって、すばらしいコミュニケーションが生まれます。父と子、母と子、そして家族で一冊の本によって絆が結ばれていくということもあるのです。また本を介して友人同士で話し合うこともあるでしょう。グループなどで研究をする、勉強をする、というときにも本は介在するのです。

本の効用を取り上げるとすればまだまだ数多くあると思いますが、私たちの限りある時間の中、その時間を密度の濃いものにするため、また本当に素晴らしい人生を送るために、本を身近に置き、読書を習慣にしてほしいと思います。

読書について（まとめ）

1. 読書は想像力が養われます。
2. 読書は未知の世界を体験することができます。
3. 読書は言語力・読解力が身につきます。
4. 読書は知識欲に応えてくれます。
5. 読書はコミュニケーションづくりのきっかけとなります。

2. 想像力を養うために

多忙な日々を過ごしていると、どうしても目の前の事柄に目がいてしまい、じっくり考えることや話し合うことが少なくなってきます。

これは大人も子どもも同じことだと思います。そのような生活は無味乾燥で虚しいものになっていくことでしょう。

本を読み物語の世界に入っていくことによって、想像力（イマジネーション）が広がります。例えば、この世界では実現不可能な事柄であっても、物語の中では可能になり得るのです。それは精神の自由と活性化に繋がり、毎日の生活の糧となるでしょう。

読書はテレビなどと違って受動的なものではなく、能動的なものです。自ら進んでページを開いて読み進めていかなければなりません。本というものは、その気持ちを起こさせるだけの魅力をもっています。自らの想像力を起こさせるのは自らの力に他なりません。この想像力は読書によって確実に身につけていきます。そしてそれは、ものを作り出す力、創造力の源にもなるのです。想像力・創造力を養うためには、読書は最適なものといえるでしょう。

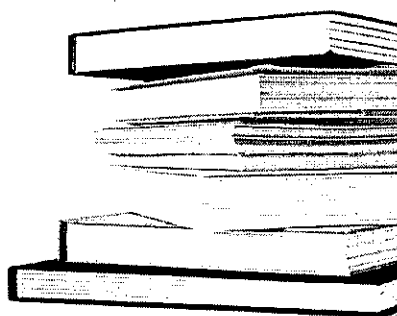
現在でもいじめの問題等は後を絶たず、全国でクローズアップされています。同じような悲惨な事件が何度も起きています。生活習慣や、子どもを取り巻く環境、時代の大きな変化がもたらすものと思われがちですが、その反面、心が抱えている問題が大きな割合を占めているのではないのでしょうか。そして、その裏には、想像力の欠如があると思われます。自分が発信した一つの言葉が、どれだけ相手を傷つけることになってしまうか、わからなくなってしまうのです。子どもたちの想像力の低下、欠如

がもたらす悲劇に他ならないのです。

私たちは読書を身近なものとし、習慣づけることによって、思いやりの心を持ち、潤いのある日々を送るための第一歩を踏み出すことができるのです。

想像力を養うために（まとめ）

- 物語の世界に入ることが、精神の活性化につながります。
- 読書は能動的な作業です。自らページを開きましょう。
- 読書によって、ものを作りだす力が生まれます。
- 思いやりの心、潤いのある生活が送れます。



3. 一個人の人間形成について

子どもたちは主に、幼児期には家庭や保育園、幼稚園、そして年齢があるにつれて、小学校、中学校、高等学校へと行動の場所を学校に移行します。児童生徒の生活時間における学校滞在時間は長いのです。学校図書館はその趣旨から学校図書館法に定められている通り、「教育課程の展開に寄与する」場所であるため授業の進展、学習目標の達成のために運営されるべきものです。もちろん、児童生徒の楽しみのための要素も学校図書館には必要ですが、それは主に公共図書館の役割といえます。

公共図書館は子どもも一人の利用者として尊重し、年齢にかかわらず図書を利用することが可能です。子どもたちが進んで資料を借りられる環境を整備し、その知的欲求を満たすための要望（リクエスト*）も受け付けます。そして常に学校教育と連携し、子どもたちの成長段階に即したサービスを提供していきます。移動図書館**は学校と密接したサービスで、学校図書館では補いきれない広い分野の図書を届けることで、児童ひとりひとりの興味を満たす読書の機会を増加させます。

学校や地域との連携、また家庭との連携も取りながら、子どもたちにとって何が必要かということも考慮し、読書を通して一個人としての人間形成のために事業を進めていきます。

一個人の人間形成について（まとめ）

- 子どもたちは、学校での生活時間が長い。
- 楽しみのためにも、公共図書館、学校図書館は必要です。
- 図書館と学校との連携が大事です。
- 子どもたちの段階に応じたサービスを実行します。

* リクエスト：読みたい本が、その図書館に所蔵されていない場合、利用者が本の手配を要求すること。（蔵書がある場合は「予約」になる。）購入または他の図書館から借用して、利用者の要求に応えるために行うサービス。

** 移動図書館：図書を積載できるよう改造した車両で、遠隔地等にも本を届けられるようにしたもの。ブックモバイル（bookmobile）と呼ばれ、BMと略称されている。市では昭和 50 年より「ひまわり号」という名称でサービスを開始し、巡回ポイントを増やしてきた。小学校への巡回は、長い間 6 校のみで運用していたが、令和元年度、車両の小型化により、全 11 校へ巡回できるようになった。また、相武台東小学校のみ、「ウーフの部屋」として空き教室を利用している。これは以前、小学校前の道路が狭く、移動図書館車の通行が困難だったために実施され、現在も引き続き行っている。

第3章 前計画の成果と、今後の課題及び取り組みの方針

1. 第一次及び第二次の成果

第一次の計画（平成 17 年 11 月）においては、「おはなし会*」の普及と読書環境の整備を重点的に行ってきました。また、児童図書の寄贈を受けて、リサイクル活動を行いました。その他、小学校の図書室の改善として各小学校の図書室の整備を行いました。

本計画では神奈川県から、ひばりが丘小学校を中心とした「ひばりが丘地区」が子ども読書活動推進のモデル地区に指定され（平成 18 年度）、地区活動が行われました。その後、「ひばりが丘地区」のモデルケースを、市全域に広げるとともに、コミュニティセンターでの「おはなし会」や、青少年センターでの「おはなし会」等、活発な活動を行ってきました。

第二次の計画（平成 23 年）においては、第一次の事業を継承しながら、「学校、家庭への働きかけ」を基本要素としました。

具体的には「調べる学習コンクール」の実施がありました。学校と家庭に呼び掛け、子どもたちが独自のテーマを考えながら図書館の資料を使って調べ、発表していくものです。これは、図書館振興財団「図書館の学校」が主催する、全国大会コンクールの予選を兼ねて行われ、市では平成 22 年度から参加しています。「第 21 回図書館を使った調べる学習コンクール」では、優秀賞・図書館振興財団賞の受賞がありました。また、平成 22 年度は、文部科学省より「平成 22 年度子ども読書活動優秀実践図書館」表彰を受けることができました。

この他にも、平成 30 年から中学校の生徒を対象とした「POP コンクール」を開催しています。「POP」とは、ハガキ大の紙に絵と文字で自分の好きな本を紹介するもので、学校との連携なくしては成り立たない企画です。

市では小中学校全校の図書室に学校



* 「おはなし会」：子どもたちにストーリーテリング（すばなし）と絵本の読み聞かせ、ブックトーク等を組み合わせて行う図書館行事。

図書館司書が配置され、図書館ではその司書に対して研修を行い、図書館の使い方等の指導をしています。

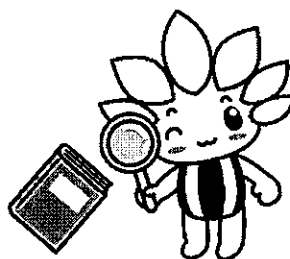
その他大きな事業としては、市の健康づくり課と連携・協力し、平成27年5月から実施しているブックスタート事業*が挙げられます。BCG集団予防接種時に図書館から出向き、その場で赤ちゃん向けの絵本を手渡すことで、絵本を通した親子のコミュニケーションを促進しています。

お話し会対象年齢(0才～9才)の人数と、お話し会の参加人数を挙げ、子どもの読書に対する参加意識を振り返っておきます。

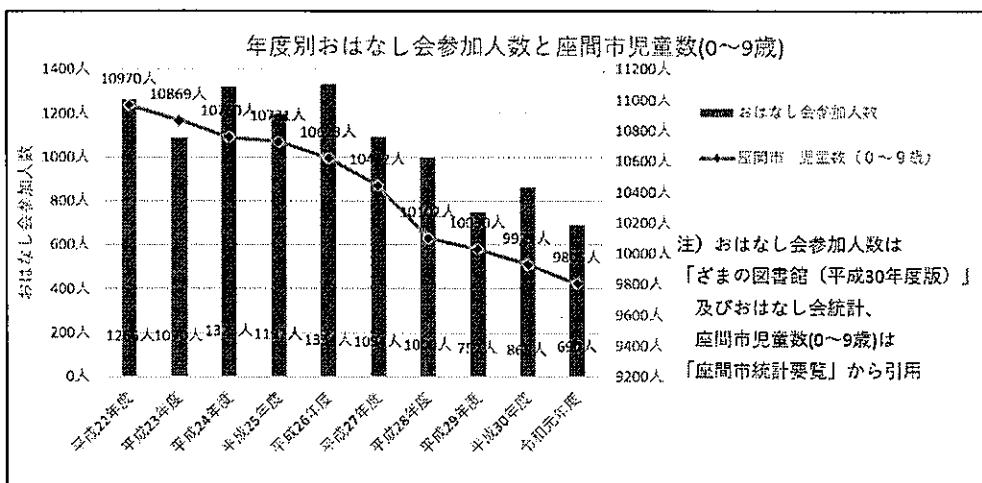
お話し会の参加者は、増減を繰り返しながら徐々に減少の傾向にありますが、少子化の影響によるものと考えられます。

平成22年度から令和元年度 図書館の年度別おはなし会参加人数と座間市児童数(0～9歳)

	おはなし会 参加人数	座間市児童数 (0～9歳)
平成22年度	1266人	10970人
平成23年度	1090人	10869人
平成24年度	1323人	10760人
平成25年度	1197人	10731人
平成26年度	1334人	10623人
平成27年度	1094人	10442人
平成28年度	1000人	10102人
平成29年度	752人	10030人
平成30年度	865人	9929人
令和元年度	690人	9805人



(令和元年度は2019/4/3～2020/2/19まで計39回開催、
2/26以降はコロナウイルス感染症対策により中止)



*ブックスタート事業：地域の保健所で行われる0歳児検診(当市ではBCG集団接種時)の際に、赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え絵本を手渡す。

2. 今後の課題

図書館の今後の課題としては、まず、資料の整備という面が挙げられます。やはり、図書資料のみに関わらず、CD図書、DVD、または紙芝居などといった視聴覚資料の充実が必要です。そしてこれから先の時代を見据えた場合、かなり重要なものが、電子書籍*、デジタル環境の整備・充実であると思われます。当館では令和2年9月より、電子書籍の提供を始めました。これによって、子どもの図書館利用も大きく変化してくると思われます。一次、二次計画ではデジタル環境の整備は記載しなかったため、今後、図書館では電子書籍の利用についても注視していきます。

また、市内各施設での「おはなし会」の開催の充実や、これまで以上の、学校、家庭との連携を密にしての読書活動を展開していかなければならないと考えています。

3. 今後の取り組みの方針

「本と旅する」では、基本理念としての次の三つのことを踏まえ、方針とします。

(1) 公共図書館は、誰もが自由に自分の求める知識や情報を手に入れ、読書を楽しむことができる場所でなければなりません。そのための読書教育、読書環境の整備を行います。そして、子どもの特性を考慮したところでのサービスを目指します。子どもたちを読書の世界へ誘うことができるように、読書習慣の形成に取り組みます。

(2) 子どもの自主性、自発性を尊重し、想像力ある子どもの成長を促しながら、豊かな本の世界へ導くための基本とします。総合的な、想像力および創造力を養います。

(3) 未来社会における主要な一人の人間形成のためのサービスを行っていきます。そして、生涯学習の支援として、図書館をはじめ、その他市内各施設に読書環境の場を増やし、事業を進めていきます。

* 電子書籍：紙媒体ではなく、パソコン、スマートフォン、タブレット等を利用して読む、あるいは聞く電子媒体の書籍。図書館に出向くことなく、いつでも、どこでも、利用できる。

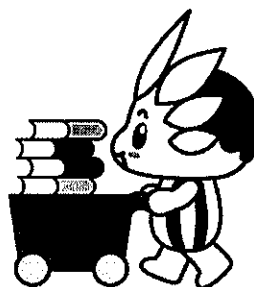
第4章 具体的な取り組み

ここでは、市の各部局、施設に、それぞれの役割に即して、どのように読書活動の推進を行っていくかという具体策を、「第2章 読書に対する基本理念」を踏まえ、「第3章 今後の取り組み方針」を柱に示していきたいと思います。

- (1)読書習慣の形成
- (2)想像力および創造力の育成
- (3)生涯学習としての読書の支援

1. 図書館

(1) 読書習慣の形成



①図書資料の充実

図書館の根幹を成すものは、図書資料です。図書館では司書による適正な選定を行い、以下のような資料を収集し提供していきます。

〔乳幼児向けの図書〕

絵本は、言葉にリズム感のある赤ちゃん絵本から、やさしいストーリー性のある絵本、物語の世界を楽しむ絵本等、子どもの目線に立ったものを購入します。また、ファーストブック*も多く購入しブックスタート事業に役立てていきます。

〔児童、生徒向けの図書〕

創作童話はもちろんのこと、昔話や伝承文学、ノンフィクションや知識の本等、幅広く購入していきます。

〔調べ学習、団体貸出用図書の充実〕

学校への貸出を目的とし、授業に合わせて使用する事典、辞典、図鑑、地図、修学旅行用、郊外学習等に関する図書、団体貸出用の図書を購入し

*ファーストブック：赤ちゃんが最初に手に取る絵本

ます。また、調べ学習のための図書も購入し、国の進める「アクティブ・ラーニング*」に対応した自己学習用資料の強化を目指します。

〔移動図書館用図書〕

学校図書館で未所蔵の分野を補い、読書の入口に立つような図書の収集を行っています。

〔調査研究用資料〕

子どもたちが、一個人として成長していく過程において、数々の疑問が芽生えるはずです。図書館ではそれに対して、資料で答えるために、調べ学習用図書、団体貸出用図書とは別に、調査研究用の図書を購入します。さらには、より高度なレファレンスツールを確保する必要があります。

〔ティーンズ・ブック〕

中学生から高校生ぐらいを対象とした「ティーンズ・ブック」は、習慣的な読書生活の糸口になる本として、良書を収集していきます。また、コミックは俗悪的なものは避け、評価の定まったものを購入していきます。館内には「ティーンズ・コーナー」も設置しています。

〔障がいのある子ども、外国籍の子ども用図書〕

障がいがある方たちに配慮した本も増やしていく予定です。点字図書、CDブック、さわる絵本、布の絵本、LLブック**、大活字本、などを購入していきます。

また、外国籍の子どもたちのために、主に英語圏中心の本を購入していきます。その後、多国籍語の本も順次購入していく予定です。

〔視聴覚資料・特大絵本等〕

紙芝居、DVD等の視聴覚資料も充実させていきます。所蔵している16ミリフィルムも、有効に活用していく予定です。また、読書経験の浅い幼児の興味を引き、読み聞かせへの導入の手段として、特大絵本や大型紙芝居などの他、おはなし会関係資料も充実させます。

〔電子書籍〕

令和2年度からは「電子書籍」の利用が開始されました。図書館ではこれからの需要を考慮して、さらに蔵書を増やしていく予定です。児童サービスの中でも、この電子書籍はこれからの図書館を考える上で、大事なものとなりますので、状況を把握しながら拡大していきたいと思えます。

* アクティブ・ラーニング：主体的・対話的で深い学びの視点からの学習法。

** LLブック：知的障がいのある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。LLは、スウェーデン語のLättlast（レットラスト）の略で、“やさしくてわかりやすい”という意味。

②読み聞かせの実施

「おはなし会」や「ブックトーク」は読書の楽しみを知るためにはとても有効な手段です。

そのなかでも、「ストーリーテリング」(すばなし)と、「絵本の読み聞かせ」は重要です。図書館では、「子どもおはなし会」を継続し、「世界一周おはなしの旅」を支援していきます。

児童奉仕の専任職員を置き、経験を積んだボランティアたちと協働し、率先して事業を展開していくことが望ましいと考えます。さらに、新たな語り手たちを育てていくことも大切です。

③季節の行事

四季折々、その時期ならではの楽しみ方もあるはずです。季節に合わせた行事を行っていくことも大切でしょう。

図書館では、毎年、夏には「森のおはなし会」、「親子でふるえるこわいおはなし会」、「ひまわりおはなし会」、冬には「クリスマス会」、春には「春休みお楽しみ会」などを定期的に行っています。



④子ども読書の日の企画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と制定しています。そして、「子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされています。

図書館では、これまでも毎年4月後半に、「子ども読書の日企画」と銘打って、ユニークな事業を展開しており、今後も継続して行っています。

⑤ブックリストの作成

基本的な良い図書を長期的な観点から保存していくのは、図書館の大切な役割です。ただ、その良い図書の基準となるものが曖昧では、保存もままなりません。図書館では、ずっと読み継がれてほしい本を選んで、「本はいいなあ*」と題したブックリストを作成しています。「本はいいなあ」は絵本から童話までのリスト全6冊、他に赤ちゃん絵本のリストがあります。これらのリストを活用し、読書の案内を行っていきます。

*「本はいいなあ」は①～③幼年向き絵本、④読み物 1. 幼年向き、⑤読み物 2・中高学年向き 1、⑥読み物 3・中高学年向き 2、その他「赤ちゃん絵本」です。

⑥児童コーナーの充実

図書館の児童コーナーは、本が豊富にあること、探しやすいこと、明るくさわやかであることを大切に、いつでも親しみのある場になるように努めます。そのためには、図書陳列の工夫、読書スペースの確保、ティーンズ・ブックコーナーの充実等が必要です。

⑦研修

職員研鑽のための研修には積極的に参加します。特に司書は子どもの読書習慣の形成に役立てるため、専門知識の向上を図る必要があります。

(2) 想像力および創造力の育成

①座間市図書館を使った調べる学習コンクール*

「夏休み自由研究応援講座」として、調べ学習を奨励しています。これは、各自でテーマを考え、図書館の資料を使って研究していくものです。図書館の利用方法や、何の本を使えば確実に調べられるかを学び、研究する楽しさを身につけます。

毎年、夏休みに講座を行い、これらの作品を「図書館を使った調べる学習コンクール 全国コンクール」へ推薦します。当館では、今後もこの講座を継続していきます。

②座間市中学校POPコンクール**

座間市内の中学校を対象に「POPコンクール」を開催しています。「POP」とは、ハガキ大の紙に、絵と文字で自分の好きな本を紹介するもので、言葉での表現や、絵でその本を表す等、作成者の個性が出るものです。コンクールを行うことで、個性を伸ばし、創造力を養います。中学生が図書館事業に参加する貴重な機会と捉え、継続発展させていきます。

③図書館見学、職場体験の充実

図書館を知ってもらうため、また、本に対しての興味をもってもらうために、図書館見学、職場体験等を実施します。実際に図書館の内部を見学することで図書館に親しみをもつことができます。また、仕事をするこ

* 「調べる学習コンクール」：2010年（平成22年）から毎年開催。

** 「POPコンクール」：2018年（平成30年）から毎年開催。

によって、図書館の仕組みを理解するとともに、自分から進んで物事に対処していく力が身につきます。

④読書会の実施

読書を通して多くの人たちと関わりをもつ「読書会」は、テーマに沿った本を読み、意見を交わしていきます。第二次の読書活動でも記載されていましたが、この企画は実施には至っていません。「本と旅する」では図書館主体で実施していくことを検討していきます。

(3) 生涯学習としての読書の支援

①ブックスタート

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者に絵本（ファーストブック）を手渡し、心ふれあうひとときをもつきっかけを作っていく活動です。地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、市区町村自治体で0歳児検診などで実施されます。市では、平成14年からブックスタート*の前身的な事業として「本と友だち」事業を開始し平成27年より「ブックスタート」として本格実施となりました。

B C G 集団予防接種時に図書館職員が出向き、絵本の配布と同時に読み聞かせと図書館利用促進を行ってきました。令和2年現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、B C G 集団予防接種の実施も大きく様変わりしています。図書館としては、いかにして座間市で出生された赤ちゃん全員に本を届けるかが課題となるところです。



②障がいのある子ども、外国籍の子どもへのサービス

障がいのある子ども、外国籍の子どもについてのサービスもまだまだ十

*ブックスタート：平成27年から本格実施されました。それ以前は「本と友だち」事業と称して、「なかよしベビークラス」「もぐもぐ教室」といった健康づくり課の事業の中で行われていました。

分とはいえません。「読書習慣の形成」の項では、図書資料や視聴覚資料の購入を考えますが、ここでは、いかにその資料を届けるか、そして、これからどのようにアプローチしていくかを考えます。その手段としては、図書及び視聴覚資料の宅配サービスや郵送サービスがまず挙げられます。それから、「おはなし宅配便*」など、出向いて行う「おはなし会」や、電子書籍の貸出なども実施します。また、子ども向け事業における手話や同時通訳の導入、各種行事での障がい者席の確保等、あらゆる場面で、障がい者の方、外国籍の方が一般の子どもたちと同じように利用できる工夫をしています。

③ ボランティアとの協働

「おはなし会」や季節の行事、調べ学習講座等、図書館の職員体制だけでは、児童サービスのすべてを行うことはどうしても難しいのが現状です。「座間図書館ボランティア友の会」や地域で子どもたちへの読み聞かせなどを行っているボランティアの方々の協力をお願いしています。子どもたちの成長の過程で、地域の人々のように、家族以外の大人たちと接するということも、人間形成において重要なことと思います。

図書館ではボランティアの活動を通して、子どもたちと触れ合いながら、読書活動を行っています。

また、そのボランティアの活動を支えていく、後継者を育てていくのは図書館の役目です。質の向上を考えながら、養成講座等において、更にボランティアを育成する活動を行います。

④ 他の組織との連携

どの組織も単体として活動するには限界があり、相互に協力をしていかなければ成り立っていきません。図書館での「本と旅する」においても、他の組織との連携を非常に重要なものと捉えています。

学校及び市役所内の、読書計画に係るすべての部局とは、連絡を密に取り、相互に協力して読書活動を進めていきます。

その中でも、「移動図書館車ひまわり号」(ウーフの部屋を含む)の運行は学校と大きな係わりがあります。学校図書館では補いきれない広分野の図書を、月に一度市内の小学校へ直接届けることで、児童の興味を満たす読書の機会を増やすことにつなげます。

また、学校図書館司書との連絡、調べ学習や、団体貸出の要請にも応え

*おはなし宅配便：座間市生涯学習課での「生涯学習宅配便事業」のなかの一つ。職員とボランティアが出張して行う出前のおはなし会。

ていきます。他の施設においても、読書相談やレファレンスサービス等の連携を進めていきます。

⑤レファレンスサービスの強化

子どもたちが抱く疑問に、図書を使って答えていくのがレファレンスサービスです。知りたいという欲求にはなんとかして答えていきたいものです。一つの疑問が解決したとき、その知識はその人の個性をつくりあげていくはずですが「本と旅する」では子どもたちが質問できる環境を整え、大人たちが的確な資料に基づいて答えられるようなレファレンスサービスの強化が必要だと考えます。

⑥読書相談体制の整備

読書相談体制は、レファレンスサービスとは異なります。学校図書館の展開、読書施設の管理など、また個人的にどんな本をどのように読んでいったらいいのか、読書に対する悩みなど、読書に関わる相談に乗れるような体制を作り上げていくことが必要です。

2. 学校

(1) 読書習慣の形成



①学校図書館の資料の充実

現在では学校図書館司書*が配置され、学校図書館の資料はその司書及び担当教諭が選定しています。丁寧に図書を選定し、バランスよく良書を購入していくことを心がけます。

〔児童・生徒向けの図書〕

授業で必ず必要と思われるものや、現在人気のものなど、児童・生徒に読まれているような本を選定します。また蔵書点検や読書アンケート等の調査を行い、何が必要なのかを判断していきます。

* 座間市では小・中学校全校に学校図書館司書が配置されています。

〔調べ学習用図書の充実〕

図書館でも調べ学習に関する図書の充実を図っていますが、学校図書館も調べ学習に対応した図書の選定・購入が必要であり充実を図っていきます。

②読書の推進運動

〔朝の読書運動*〕

読書は、まず本と触れ合うことが大切です。少しでも興味ある本を、手にとって読んでみるということが必要です。やむを得ない事情等で中断している学校は朝の読書運動を再開し、また継続している学校はさらなる継続、発展をしていきます。

〔読み聞かせ〕

本を読んで聞かせることは、耳から聞き取りをすることになります。それだけ、物語の浸透が早くなります。そのため、ストーリーテリング（すばなし）、絵本の読み聞かせ、朗読は読書を意識させるのに最適です。

〔読書指導の充実〕

自発的な読書を身につけるための手助けとなるべく、常に的確なアドバイスや指導を随時行っていきます。学校図書館のガイダンスや、あらゆる機会を通して、読書に対しての興味を持たせるような工夫をします。

〔子ども読書の日〕

4月23日は「子ども読書の日」と定められています。意識して啓発をしていきます。

〔読書週間の取り組み〕

毎年秋になると、読書週間が設定されます。この期間を活用して、読書の啓発に取り組んでいきます。市立図書館と学校図書館が連携、協力しながら、POPコンクールで受賞した作品の展示を「紀伊國屋書店イオンモール座間店」「座間市立図書館」で行います。

③読書スペースの確保

学校図書館は、だれもが自由に読書ができるような、くつろぎやすい場所になることが望まれます。例えば、寝転がれるスペースや、子どもたちが本の感想を言い合える場所の確保が必要となります。



* 朝の読書運動：小・中・高等学校において、読書を習慣づける目的で始業時間前に読書の時間を設ける運動。

（２）想像力および創造力の育成

①授業での図書資料の活用

自発的な学習のために、授業では学校図書館の資料を活用するようにします。また、常に勉強と図書とは密接な関係があることを認識できるように、本の紹介などを行っていきます。

②調べ学習の補助

想像力および創造力を養うために、「調べ学習」を推奨していきます。自発的にテーマをもち、学校図書館の資料を使い、一つの結論を導き出すという過程を修得してもらいます。学校はその補助を積極的に行っていきます。

図書館主催の「座間市図書館を使った調べる学習コンクール」にも協力していく予定です。

③POPコンクールへの参加

POPコンクールとは、その本のよいところを紹介した「POP」を制作し、発表するものです。

このコンクールは、図書館主催で行われますので、学校は図書館と協力し参加者を増やしていきます。

賞を設けていますが、その目的は好きな本を見つけることと、それをどのように表現するかというところにあります。想像力、表現力が必要となり、楽しい個性が引き立つ作業になるでしょう。

④ビブリオバトルの実施

「ビブリオバトル」とは聞きなれない言葉かもしれませんが。以下、どのようなものか公式ウェブサイトより抜粋します。

『ビブリオバトルは誰でも（小学生から大人まで）開催できる本の紹介コミュニケーションゲームです。「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチコピーに日本全国に広がっています！ビブリオバトルには以下のようなルールがあります。

- 1.発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まる。
- 2.順番に一人5分間で本を紹介する。
- 3.それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。

全ての発表が終了した後「どの本が一番読みたくなったか？」を基準

とした投票を参加者全員一票で行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする。』（「ビブリオバトル」公式ウェブサイトより）
（<http://www.bibliobattle.jp/>）

このように、ビブリオバトルは新しい形の読書啓発事業です。この「本と旅する」では徐々に導入を検討していきます。



（３）生涯学習としての読書の支援

①図書館との連携

学校は、「座間市図書館を使った調べる学習コンクール」や「POPコンクール」のみならず、図書館施設見学、また職場体験などで、図書館と密接に関わり合いをもっていきます。

授業での調べ学習に対応するため、学校図書館において資料を用意するとともに、図書館のサービスも活用し、団体貸出の制度を利用していきます。また、学校司書も図書館と積極的に関わりをもち、学校と図書館が連携し合って、読書活動を推進していきます。

②レファレンスサービス

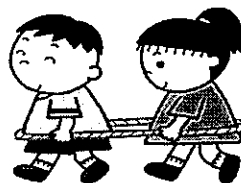
他自治体の「子ども読書活動推進計画」では、児童・生徒が相談する「レファレンスサービス」は、あまり注視されていないようです。

学校図書館では「本」に関しての相談から、心の相談までに発展していく場合もあるかもしれません。学校司書が教員と連携しながら、学校特有の問題に対応することも考えられます。その観点からも学校図書館において、児童・生徒のレファレンスサービスを重視し、子どもたちが疑問に思ったことを、直接質問できる環境を整えていきます。

③ボランティアとの協働

いろいろな行事を行っていく上で、学校司書や図書担当教諭だけでは、どうしても補えない部分が出てきます。そこで大切なのが、読書活動を支えてくれる地域のボランティアです。「読み聞かせ」の実施や、社会経験のある人から本のお話を聞く、ストーリーテリング（すばなし）を行う等、多くのボランティアとの協働も大切な役割を果たします。

3. 公民館



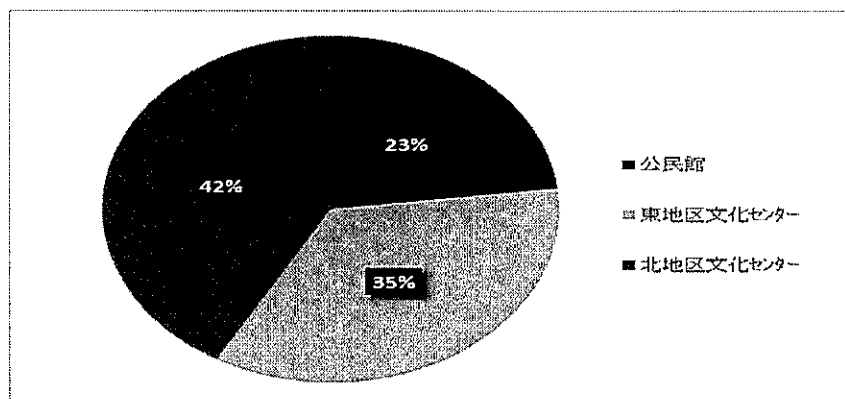
(1) 読書習慣の形成

公民館は社会教育施設としての機能を持ち、図書を備えて利用を図ることが記載されています。公民館図書室では、図書を有効活用するとともに子どもの読書活動を推進していきます。

① 図書室の資料の充実

公民館図書室*の蔵書は、おもに図書館から配本されている図書が中心になっています。公民館図書室に配置されている職員は、蔵書の管理を行いながら、基本的な本はもとより、子どものためのより良質な本の配架をするように、図書館に要望していきます。

公民館図書室の利用割合（平成 30 年度）



② おはなし会の開催

定期的な絵本の「読み聞かせ」は読書の推進には有効な事業です。現在行っている、「おはなし会」を充実させるとともに多くの子どもたちが参加できるように工夫していきます。

* 公民館図書室：市内の公民館内に設置。座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターの 3 館です。24p も参照のこと。

③ブックリストの活用

図書館で作ったブックリスト「本はいいなあ」の活用を進めます。「本はいいなあ」では、長く親しまれ、読み継がれていく絵本と児童書が選定されています。このリストを使って、どのような本を読んだら良いのか、または年代に沿ってどんな本を与えたら良いのか等の疑問に答えることができるでしょう。

（２）想像力および創造力の育成

①図書室との連携による事業

図書室との連携において、創意工夫をもった行事を開催していくことを検討していきます。「ブックトーク」と工作を組み合わせた企画や、図書の専門家を講師に迎えて、子どもたち同士での「読書会」の開催などが考えられます。

②子ども向けの行事

公民館で行う子ども向けの行事において、読書の啓発を進めていきます。例えば、工作教室を開催するのであれば、工作の本を紹介する、科学実験的なことや遊びの行事を行うときなども、それに関連した本を紹介するなどが考えられます。

③調べ学習について

図書館で実施している調べ学習を、公民館でも推奨していきます。図書館の「座間市図書館を使った調べる学習コンクール」に協力していきます。

（３）生涯学習としての読書の支援

①図書館との連携

公民館図書室は、公民館の機能として位置づけられているものですが、市においては、図書館の分館としての役割も担っています。その点も踏まえ、図書館と公民館図書室との連携は欠かすことができません。子ども

の読書を考える上でも、また市全域のサービスを成り立たせる上でも相互に協力して、子どもたちの読書環境を守っていくことが求められています。

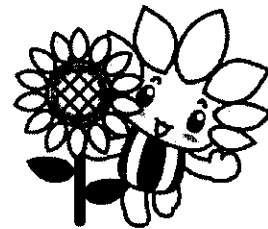
②レファレンスサービス

読書環境機能としては、公民館図書室も図書館と同様であるといえます。当然、「レファレンスサービス」も行う必要があり、調査研究の環境を整えていくこととします。

③読書相談体制の整備

子どもたちからの読書の疑問に答えられるように、読書相談体制の整備をしていくことが必要です。また、内容によっては図書館に相談を繋いでいきます。

4.児童館・青少年センター



(1) 読書習慣の形成

①読書施設の充実

各児童館や青少年センターには、読書施設が設置されている所もあります。現在の施設利用状況を把握して、読書の機会を増やせるよう、蔵書を充実させていきます。

②読書スペースの確保

蔵書の充実とともに、本を読む場所の確保も大事です。机と椅子を用意し、勉強スペースの設置も目指します。

③おはなし会の開催

各児童館や青少年センターでは、「おはなし会」の開催を検討していきます。

また、生涯学習課主催の生涯学習宅配便のメニュー「おはなし宅配便」を活用するなど、「おはなし会」の機会を増やすようにします。

（２）想像力および創造力の育成

①各種行事における読書の啓発

児童館や青少年センターで行われている各種行事においても、本の紹介を取り入れる等の配慮をしていきます。

②調べる学習コンクールへの参加

図書館で推奨している「座間市図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を呼び掛けていきます。

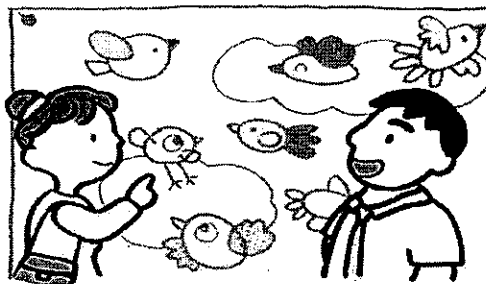
（３）生涯学習としての読書の支援

①図書館との連携

読書施設の充実のためには、図書館のリサイクル本*や、寄贈された本を活用していきます。図書館と密接な連携をとることを心がけます。

②読書相談体制の整備

児童館や青少年センターで開催している事業の中で、本の紹介やブックリストの活用等、読書を奨励していきます。また、子どもたちの読書の疑問に応えられる読書相談体制を整備していきます。内容によっては図書館に相談を繋いでいきます。



* 図書館でのリサイクル本：寄贈及び廃棄された図書の再利用として、「座間図書館ボランティア友の会」が古本市等で販売、無償での配布、市内の施設での活用をしている。

5. 保育園・幼稚園



(1) 読書習慣の形成

① 読書施設の充実

各保育園、幼稚園では、絵本や童話のコーナーが設置されていますが、読書の経験を増やせるよう、蔵書の充実に配慮していきます。

② 読書スペースの確保

蔵書の充実と同様に、読書スペースの確保も大切です。幼児がうまく絵本を取り出せるような配慮や、気持ちよく読書ができる環境づくりについて考えていきます。

③ 読み聞かせの実施

基本的に、まだ文字への認識が不十分な幼児に対しては、耳からの読書として、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング（すばなし）、手遊びを行うなどの他、特大絵本などのメディアを活用し楽しく本の世界へ誘うことを考えていきます。

(2) 想像力および創造力の育成

① 保育時、及び幼児学習時における読書案内

あらゆる機会を通じて、読書の喜びを知ってもらうよう配慮します。また、本を使った簡単なゲームなどを取り入れることも有効と考えます。

② ブックリストの活用

図書館で作成している「本はいいなあ」の活用を促進します。子どもの発達状況により、その年代にあった絵本を活用します。

（３）生涯学習としての読書の支援

①図書館との連携

図書館とは、子ども読書に関する情報交換を行うとともに、幼児の図書館見学を実施するなど、連携を保っていきます。

②保護者及び家庭との連携

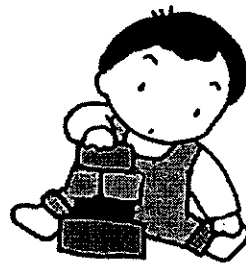
幼児の読書では、保護者が大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。保育園、幼稚園は家庭との連携の中で、家庭内での読書活動が重要であることを保護者に知らせていきます。

③読書相談体制の整備

読書相談という形式にとらわれず、幼児たちから寄せられる素朴な疑問に対して、対応していきたいと考えます。また、保護者からの読書相談を受けられる体制についても検討していきます。

6. コミュニティセンター

（１）読書習慣の形成



①読書スペースの確保

各コミュニティセンターに置かれている読書施設の充実を目指します。図書館等のリサイクル本を利用するなどして、魅力ある蔵書を充実させていきます。

②読み聞かせの実施

コミュニティセンターの事業においても、「読み聞かせ」の機会を設けるよう配慮していきます。

（２）想像力および創造力の育成

① 行事開催における読書案内

地域の住民が子どもの読書について考えるきっかけとなるように、行事等で本の紹介をするなど、配慮していきます。

② 事業の実施

子どもの想像力、創造力を伸ばしていくための事業を企画していきます。

（３）生涯学習としての読書の支援

① 図書館との連携

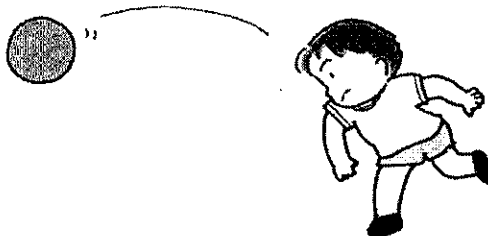
常に図書館との連携を通して、施設内の読書環境を整備するとともに、主催事業の充実のため情報収集を行っていきます。

② 地域との連携

地域での協働の場であるコミュニティセンターには、その地域と図書館とをつなぐ役割を果たしていくことが求められます。

③ 読書相談体制の整備

読書施設のある場所では、常に読書に対する相談体制を整えておくことが必要ですが、コミュニティセンターにおいては、専門的知識を受け渡すということではなく、気軽に会話ができる状況をつくることで、居場所づくりの機能をもつことができます。また、内容によっては図書館に相談を繋いでいきます。



第5章 計画推進に向けて

1. 子ども読書の日取り組み

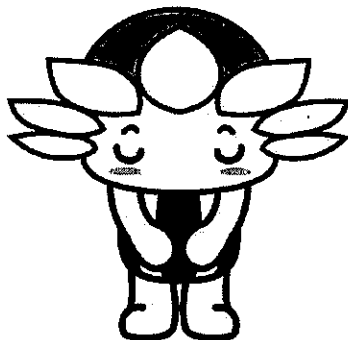
「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を、子ども読書の日と制定しています。座間市の「子ども読書活動」に関連する各部局および関係諸団体は、子ども読書活動をさらに発展させるような事業を行い、啓発に努めます。

2. 財政上の措置

「本と旅する」が円滑に進むよう、必要な財政措置をしていきます。

3. 推進体制の確認

計画策定後も、図書館は、関係部局と情報交換していくとともに、計画の進捗状況を図書館協議会に報告して意見を求め、確実に実施していきます。



付1 本と旅する、子どもの未来―第三次座間市子ども読書活動推進計画― 施策一覧
2021年（令和3年度）～2025年（令和7年度）

図書館	読書習慣の形成	① 図書資料の充実……幼児向けの図書、児童・生徒向け図書、調べ学習用図書 移動図書館用図書、レファレンス資料、ティーンズブック 障がい者・外国籍の子ども用図書、視聴覚資料、電子書籍 ② 読み聞かせの実施……子どもおはなし会、世界一周おはなしの旅等 ③ 季節の行事……春休みおたのしみ会、こわいおはなし会、クリスマス会等 ④ 子ども読書の日企画…4月23日に合わせた企画。ワークショップ等を開催 ⑤ ブックリストの作成……「本はいいなあ」の改訂および再版。活用の検討 ⑥ 児童コーナーの充実…レイアウトの改善 ⑦ 研修……児童奉仕における職員の研修参加、学校司書への研修
	想像力・創造力	① 調べる学習コンクール……「夏休み自由研究応援講座」等の実施 「座間市図書館を使った調べる学習コンクール（地域コンクール）」の開催 ② POPコンクール……中学校における「POP」制作 市内全中学校への波及 ③ 図書館見学会、職場体験……社会科見学における図書館の見学会、職場体験 ④ 読書会の実施……読書を通しての意見交換等
	読書の支援	① ブックスタート……赤ちゃんからの読書習慣 ② 障がいのある子どもに……宅配サービスや郵送サービス、外国籍の子のための本等 ③ ボランティアとの協働……図書館ボランティア友の会、おはなし会ボランティアとの協働 ④ 他の組織との連携……学校、市役所内関連課と常に連絡を取り合う ⑤ レファレンスの強化……子どもたちの疑問に答える ⑥ 読書相談体制の整備……読書の相談に対応できるような体制づくり

学 校	読書習慣の形成	① 学校図書館資料の充実……児童・生徒向けの図書の充実 調べ学習用図書の充実 ② 読書の推進運動……朝の読書運動、読み聞かせ 読書指導の充実 子ども読書の日意識向上 読書週間の取り組み ③ 読書スペースの確保……学習スペースおよびくつろげる読書スペースの確保
	想像力・創造力	① 授業での図書資料活用……学校図書館の利用促進 図書資料を取り入れた学習の実施 ② 調べ学習の補助……調べ学習の推奨 市内全小・中学校への波及 アクティブ・ラーニングの実践 ③ POPコンクールへの参加……POP制作による、読解力、表現力の向上 ④ ビブリオバトルの実施……読書啓発のため実施を検討 読解力、表現力の向上
	読書の支援	① 図書館との連携……調べる学習コンクールへの参加 POPコンクールへの参加 社会科見学における図書館見学 図書館への職場見学 図書館への団体貸出要請 学校司書の研修 ② レファレンスサービス……質問を受け付ける環境の整備、学校司書の資質向上 ③ ボランティアとの協働……「おはなし会」など、地域ボランティアとの協働

公 民 館	読書習慣の形成	① 図書室の資料の充実……児童生徒向けの図書、調べ学習用図書 レファレンス資料等 ② おはなし会の開催……定期的な「おはなし会」の充実 ③ ブックリストの活用……「本はいいなあ」の活用
	想像力・創造力	① 図書室との連携による事業…「ブックトークと工作」等、工夫を凝らした事業の企画 ② 子ども向けの行事……各子ども向けの事業における図書の普及 ③ 調べ学習について……図書館の「調べる学習コンクール」への協力
	読書の支援	① 図書館との連携……図書館の分館としての役割強化 ② レファレンスサービス……調査閲覧機能も意識した図書室運営 ③ 読書相談体制の整備……子どもの成長のための読書相談機能を設ける

児童館 ・ 青少年センター	読書習慣の形成	① 読書施設の充実……現状を把握し、蔵書の充実を図る ② 読書スペースの確保……机と椅子を整備。本を読める場所をつくる ③ おはなし会の開催……館が主体の読み聞かせの場をつくる 生涯学習課主催の「おはなし宅配便」の活用
	想像力・創造力	① 各種行事における読書の啓発…行事に読書普及の要素を取り入れる ② 調べる学習コンクールへの参加…「調べる学習コンクール」の周知
	読書の支援	① 図書館との連携……図書館への寄贈本やりサイクル本を活用 ② 読書相談体制の整備……読書の疑問を受け、図書館に繋ぐ体制を作る

保育園・幼稚園	読書習慣の形成	① 読書施設の充実……現在の絵本等の設置場所の状況把握、改善 ② 読書スペースの確保……安全に、ゆったりとした場所で本が読める環境づくり ③ 読み聞かせの実施……絵本の読み聞かせ等の事業を検討、実施していく
	想像力・創造力	① 読書案内……学習時などに、本を取り入れる ② ブックリストの活用……図書館のブックリスト「本はいいなあ」の活用
	読書の支援	① 図書館との連携……図書館への見学会、子どもの読書の相談 ② 保護者、家庭との連携……家庭内での読書のすすめ ③ 読書相談体制の整備……幼児、親からの読書相談ができるような体制を整える

コミュニティセンター	読書習慣の形成	① 読書スペースの確保……読書スペースを見直し、刷新を図る ② 読み聞かせの実施……読み聞かせ等の事業を検討、実施していく
	想像力・創造力	① 行事開催における読書案内……各事業において、読書の必要性を訴えていく ② 事業の実施……想像力、創造力を伸ばす事業の企画
	読書の支援	① 図書館との連携……読み聞かせに関すること、蔵書に関すること等、図書館と連携をとる ② 地域との連携……子ども、保護者、地域と一体になって読書への意識を高める ③ 読書相談体制の整備……幼児、児童、親からの読書相談ができるような体制を整える

付2 「本と旅する、子どもの未来」 策定経過及び関係者

(1) 策定までの流れ

【令和2年】

年月日	策定経過	策定に関する内容
4. 3.	第1回会議	新・子ども読書活動推進計画策定のための図書館内の策定会議を招集
4. 16.	第2回会議	図書館内策定会議において、策定スケジュール、骨子案の検討
5. 14.	各課への依頼	新・子ども読書活動推進計画、関連各課より担当省の選出依頼
5. 22.	第3回会議	図書館内策定会議において、計画の方針及び概略を決定
6. 19.	第4回会議	「新・座間市子ども読書活動推進計画」の骨子案の策定から素案を検討
6. 19～7. 17.	素案文作成	図書館内策定会議において、計画の素案を策定
7. 29.	図書館協議会	図書館協議会に素案を提出し了承
8. 6～20.	担当者検討	関係各課内において検討
8. 21～28.	電子会議	図書館内策定会議と、関係各課で電子会議を開催し、素案を検討
9. 3.	第5回会議	電子会議結果を受け、素案内容を再検討、調整
10. 8.	第6回会議	計画のタイトル決定、「本と旅する、子どもの未来-第三次座間市子ども読書活動推進計画」
10. 8～20.		素案を再度検討し調整
10. 21.	図書館協議会	素案を図書館協議会に諮り意見を聴取
11. 11.	教育委員会	素案を教育委員会に提出し意見を聴取
12. 19～R3. 1. 17		素案を市ホームページ等で公表し意見募集（パブリック・コメント）

【令和3年】

1. 27.	図書館協議会	パブリック・コメント実施結果について、図書館協議会へ報告し最終案について承認
2. 10.	教育委員会	パブリック・コメント実施結果について、教育委員会へ報告し最終案を承認、決定
2月末	第7回会議	印刷、配布準備
3月		印刷及び発行、配布

(2) パブリックコメントの実施状況

募集期間 令和2年12月19日～令和3年1月17日
提出方法 郵送、ファクス、直接持参、電子申請
意見総数 5件（1人）

策定関係者

座間市市民部市民協働課

〃 健康部健康づくり課

〃 子ども未来部子ども育成課

〃 保育課

〃 青少年課

座間市教育委員会教育総務課

〃 学校教育課

〃 教育指導課

〃 生涯学習課

〃 図書館

座間市立南中学校教諭

読み聞かせボランティア（一般市民）

付3 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成13年法律第154号
平成13年12月12日公布
平成13年12月12日施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本と旅する、子どもの未来

—第三次座間市子ども読書活動推進計画—

発行日 令和3年3月20日

編集・発行 座間市

連絡先 座間市立図書館内

〒252-0028

座間市入谷東1丁目3番1号

電話 046-255-1211

Fax 046-252-5704